

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和 7年10月24日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

瑞穂区役所における自動販売機（清涼飲料水）設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付

(2) 物件の表示

物件 番号	種類	設置場所	台数	最低貸付 価格 (月額)	貸付 面積	特記仕様
1	清涼飲料水	瑞穂区役所 1階玄関 風除室内	1台 (切替)	900円	3.27㎡	・ユニバーサル デザイン ・1%寄附 ・災害時支援型 ベンダー

(3) 用途の指定

入札案内書に定めるところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

(5) 貸付期間更新の限度

令和 9年 4月 1日から 4年を限度に 1年を単位として貸付期間を更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号に規定する者

- (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については 3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び方法により配布するものとする。

(1) 配布期間

本公告の日から令和 7年11月13日（木）まで

(2) 入手方法

名古屋市公式ウェブサイト（市政情報＞公売・売払い・貸付物件＞自動販売機設置に係る入札等）からのダウンロード

4 入札参加申込受付期間、受付時間及び提出先

(1) 申込方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

(2) 受付期間

令和 7年10月24日（金）午前 9時から令和 7年11月13日（木）午後 5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く）

(3) 提出先

〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

名古屋市瑞穂区役所区政部企画経理課

(4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 個人の場合 住民票の写し 1通

法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通

いずれも発行後 3か月以内のものとし、連名で申し込む場合は連名者全員のものとする。

ウ 法人役員に関する調書（ただし、法人の場合のみとする。）

エ 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し）

5 入札手続等

(1) 入札書の提出

ア 入札期間

入札参加書到着後から令和 7年12月17日（水）午後 5時まで

イ 提出先

〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

名古屋市瑞穂区役所区政部企画経理課

ウ 提出方法

書留又は簡易書留郵便による。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和 7年12月22日（月）午後 3時

イ 開札場所

〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

名古屋市瑞穂区役所 5階 504会議室

6 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、くじ引きにて落札者を決定するものとする。

7 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札当日までに納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札に参加しようとする者が、自らが管理及び運営する自動販売機等を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の 6 月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書によるものとする。